

久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(案)

平成28年4月

久留米市

一 目 次 一

第1章 はじめに

第1節 新たな基本計画の策定について

- 1. 計画策定の背景と目的
- 2. 計画の期間
- 3. 前計画の総括について
 - (1) 前計画について
 - (2) 前計画の評価と課題について
 - (3) ごみ排出量等の推移について

第2章 新計画の基本方針と目標

第1節 基本的方向について

- 1. 基本方針
- 2. 計画の目標
- 3. ごみ排出量の年度別予測

第3章 目標達成のための施策

第1節 具体的施策について

- 施策 1. 3Rの推進
 - (1) リデュースの推進
 - (2) リユースの推進
 - (3) リサイクルの推進
 - (4) 環境啓発・学習の推進
- 施策 2. 適正処理の推進
 - (1) 分別の徹底
 - (2) 効率的で安定した収集運搬体制の確立
 - (3) 安全で適正な中間処理及び最終処分
 - (4) 災害時広域連携の推進
- 施策 3. 長期安定処理に向けた施設の整備・運営
 - (1) 中間処理施設の整備・運営及び最終処分場の運営
 - (2) 施設の安全監視の推進
 - (3) 制度統一に向けた取組みの推進

第4章 ごみ処理体制及び施設の状況

第1節 ごみ処理体制

1. 分別収集

- (1) 久留米地域（平成28年度から城島、三瀬地域を含む）
- (2) 田主丸地域
- (3) 北野地域

2. 処理施設の状況

- (1) 中間処理施設の概要
- (2) 最終処分場の概要

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

- (1) 市民の役割
- (2) 事業者の役割
- (3) 市の役割

第2節 計画の進行管理

資料編

- 資料1 清掃事業の沿革
- 資料2 組織図
- 資料3 ごみ排出及び処理・処分の概要
- 資料4 ごみ量推計
- 資料5 ごみ処理経費の推移

第1章 はじめに

第1節 新たな基本計画の策定について

1. 計画策定の背景と目的

これまで、わたしたちは大量生産・大量消費の社会システムにより物質的・経済的な豊かさを享受してきた反面、大量廃棄の社会を同時に生み出し、多量のごみを発生させるとともに、地球温暖化や天然資源の枯渇などの地球規模の環境問題を引き起こしてきました。

また、これらの環境問題に加え、近年では生物多様性の損失などの新たな環境問題も生じているところです。

このような状況の中、これらの環境問題を引き起こす一因である大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、廃棄物の発生を抑制して、資源が効率良く循環する持続可能な循環型社会の構築が求められています。

こうした中、国におきましては、持続可能な発展を目指す循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法を制定し、同法に基づく循環型社会形成推進基本計画を策定するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正や資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）をはじめとする個別のリサイクル法の制定・改正による法体系の整備を進めてきました。

一般廃棄物処理基本計画は、このような国の方針の中で、『廃棄物処理法第6条第1項』に基づき策定する計画です。この計画は、市町村が区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

また、国が示す「ごみ処理基本計画策定指針」では、計画の策定にあたり、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、国や県の法令や計画、一般廃棄物の発生の見込み、市民等の意識向上などを踏まえ、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があると示されています。

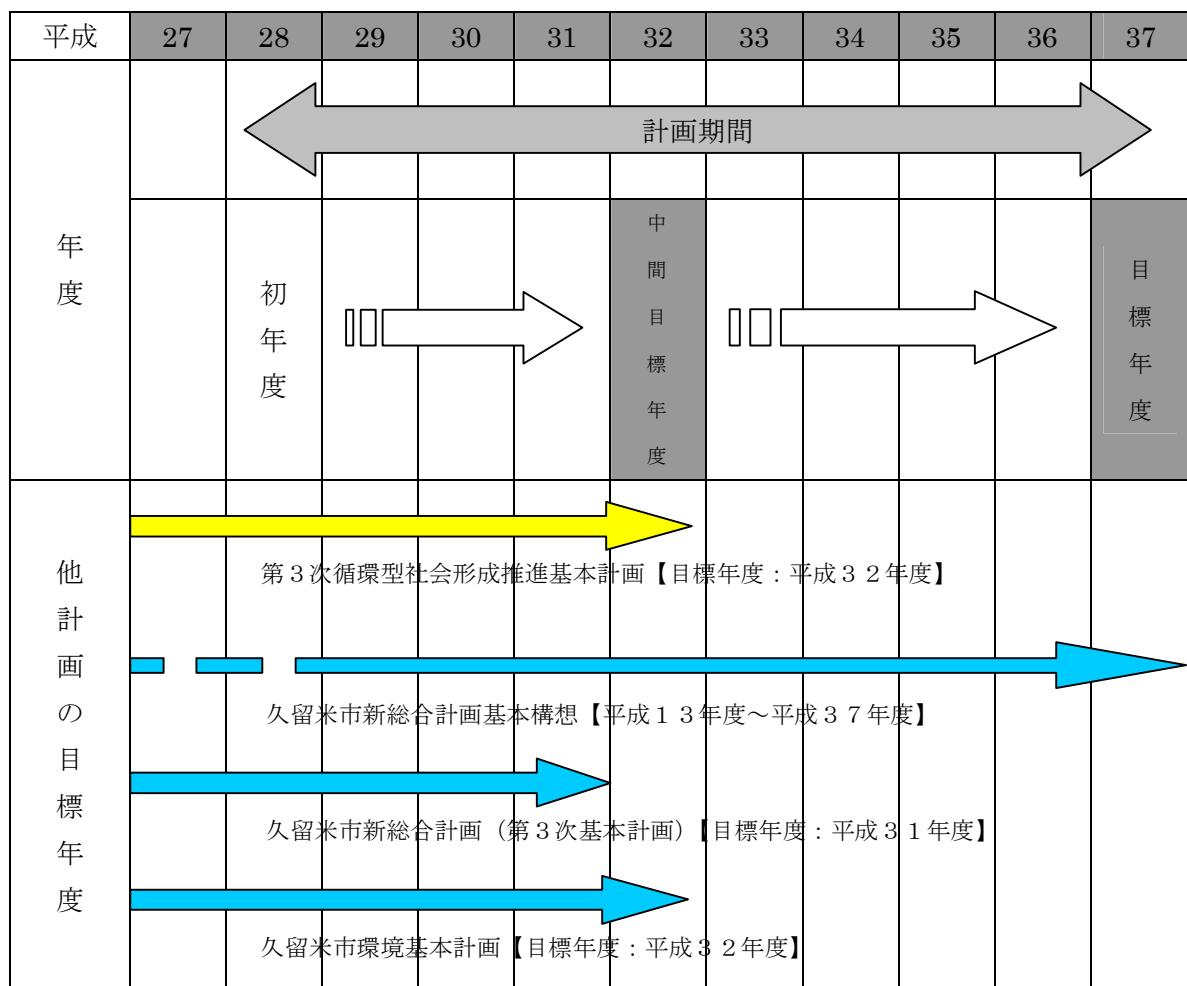
本市におきましては、『循環』をキーワードとして、循環型への社会構造転換でごみの発生抑制をめざし、久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を平成12年3月に策定しました。この計画に基づき、市民・事業者から排出されるごみの発生抑制、リサイクルの推進に取組むとともに、ごみの安全・確実な処理を行っていくための一般廃棄物処理施設の整備等、環境に配慮した循環型のごみ処理体制の確立を目指してきました。

本計画は、平成27年度で前計画の計画期間が満了することに伴い、一般廃棄物を取り巻く現状、前計画の評価等を踏まえ、持続可能な循環型社会の構築に向けた各施策の一層の推進を目的とし、新たに策定するものです。

2. 計画の期間

計画の期間については、国が示す「ごみ処理基本計画策定指針」では、目標年度を概ね10年から15年程度に設定し、概ね5年毎に見直すことが適切であると示されています。

これに基づき、本市の計画は、ごみ処理行政の長期的な方向性を定めるため、計画期間を平成28年度から平成37年度までの10年間とし、上位計画や関連計画との整合を図りながら、概ね5年で見直しを行うほか、計画の前提となる国の基本方針や社会情勢などの諸条件に大きな変動があった場合は必要に応じて見直しを行います。



3. 前計画の総括について

(1) 前計画について

前計画は、平成27年度を目標年度として、平成18年7月と平成24年3月の2度の見直しを行い、以下のとおり、4つの基本的方向、2つの数値目標を掲げ、様々な施策に取り組んできました。

①基本的方向

- ごみ減量・リサイクルの推進
- リサイクル関連施設の整備
- 中間処理施設の整備
- 最終処分場の運営

②数値目標（平成27年度目標値）

- 市民1人1日当たりのごみ排出量925グラム以下
- リサイクル率 23パーセント以上

(2) 前計画の評価と課題について

①ごみ減量・リサイクルの推進

ア 排出抑制策の推進

これまで、有料指定袋制度や粗大ごみの戸別単品有料収集制度、18種分別収集制度などを実施し、市民・事業者・行政が協働して、ごみ減量・リサイクルを推進してきました。その結果、ごみ排出量は減少を続け、平成26年度の市民一人一日当たりの排出量は91.1g^{*}となっており、平成27年度目標の92.5g以下の目標を達成しています。しかしながら、近年の総ごみ排出量はほぼ横ばいで推移していることから、更なるごみの排出抑制を図り、環境への負荷が軽減される持続可能な循環型社会を構築していくことが必要です。

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年度法律第77号）」により外国人住民についても住民基本台帳制度の対象となつたため、平成24年度から外国人人口を含んで算定しています。平成26年度の外国人人口を除いた場合の一人一日あたりのごみ排出量は91.9gです。

■主な施策

- ・自家処理容器（家庭用電動式生ごみ処理機）購入費補助制度開始（平成14年度～）
- ・事業系古紙リサイクル奨励金制度開始（平成16年度～）
- ・樹木剪定枝・機密文書リサイクル事業開始（平成16年度～）
- ・生ごみリサイクルアドバイザー派遣事業開始（平成19年度～）
- ・生ごみリサイクルリーダー育成事業（平成23年度～）
- ・合併後のごみ処理制度の統一（平成20年度）

※家庭用の指定袋制度、ごみ集積所登録制度、資源回収奨励制度、生ごみ処理容器購入費補助制度

イ 分別収集・収集運搬体制の整備

○分別収集

本市では、平成10年度から17種分別収集を開始し、平成13年度には白色トレイを加えた18種分別収集を開始しました。

その後、宮ノ陣クリーンセンターの整備に併せ、新たな分別収集品目の検討を行い、平成28年度から、城島・三瀬地域の分別収集制度を久留米地域と統一するとともに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）が定める容器包装プラスチック（一部）及びレアメタルを多く含む使用済み小型家電の分別収集を開始し、新18種分別として収集する体制を整えました。

しかし、田主丸地域及び北野地域においては、一部事務組合が設置する処理施設でのごみ処理を行っていることから、久留米地域とは分別区分などが異なっている状況にあり、今後は、田主丸地域及び北野地域に関しても久留米地域との分別収集制度の統一に向けて取組みを進めていく必要があります。

また、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）に基づく品目や資源有効利用促進法で指定資源化製品とされた家庭用パソコンに関しては、メーカー回収・リサイクルの徹底を図るべく引き続き周知徹底を図っていく必要があります。

■主な施策

- ・17種分別収集開始（平成10年度～）

※平成13年度から白色トレイを加えた18種分別収集

- ・レアメタルモデル回収事業開始（平成23年度）

（燃やせないごみからのピックアップ回収とボックス回収7ヶ所）
- ・レアメタル拠点回収事業開始（平成24年度～）

（ボックス回収7ヶ所→11ヶ所、対象品目13品目→30品目に拡大）

○収集運搬体制

収集運搬の体制については、民間活力の活用という方針のもと順次民間事業者への業務委託を展開し、平成27年度から久留米地域の資源ごみ（空ビン）収集を民間へ業務委託したことにより、全地域の民間委託化が図られました。

しかし、本市の家庭から発生するごみの分別区分は、大きく分けて燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ・粗大ごみの4種類に分けられますが、久留米地域、田主丸地域及び北野地域のごみ処理施設がそれぞれ分かれていることから、収集手法・収集回数などの収集運搬制度が異なっている状況にあり、今後も引き続き収集運搬制度の統一に向けた取組みを行っていく必要があります。

今後も、行政責任・事業者責任・効率性及び法適合性などを確保しながら、中長期的かつ安定的な収集運搬体制を確保していく必要があります。

■主な施策

- ・久留米地域の可燃ごみ収集を完全民間委託（平成20年度～）
- ・久留米地域の粗大ごみ・特別収集を民間委託（平成20年度～）
- ・久留米地域の資源ごみ（空カン、ペットボトル、小金属、不燃物）収集を民間委託（平成25年度～）
- ・久留米地域の資源ごみ（空ビン）収集を民間委託（平成27年度～）

②リサイクル関連施設の整備・運営

平成16年度から、上津クリーンセンター敷地内において、機密文書及び剪定枝のリサイクルを開始し、機密文書・剪定枝のリサイクル推進に努めました。

また、総合的なリサイクル関連施設として、宮ノ陣クリーンセンターを建設しました。これまで市内各所に点在する中間処理施設で選別・処理・保管等を行っていましたが、施設の集約を図り、作業環境を改善し、効率性を上げるためにリサイクル棟を建設しました。併せて、環境交流プラザ内に、3Rの促進のために不用品の修理・販売を行うリサイクル工房、展示室を設置しました。

■主な施策

- ・樹木剪定枝・機密文書リサイクル事業開始（平成16年度～）
- ・宮ノ陣クリーンセンター リサイクル棟建設工事（平成26～27年度）
- 環境交流プラザ建設工事（平成26～27年度）

③中間処理施設の整備・運営

ア 宮ノ陣クリーンセンターの整備

上津クリーンセンターとの南北2ヶ所体制によるごみ処理を行うため、新たな中間処理施設を市の北部地区に位置する宮ノ陣町八丁島地区に建設しました。

宮ノ陣クリーンセンターは、焼却機能及び破碎選別機能を有する施設であり、併せて

リサイクル関連施設・環境学習施設と一体的な整備を行いました。

■主な施策

- ・宮ノ陣クリーンセンター工場棟整備・運営事業（整備：平成24～28年度、運営：平成28～48年度）

イ 上津クリーンセンターの改修

上津クリーンセンターは平成5年に稼働しており、施設の老朽化が進行し改修が必要な状況となったことから、平成22年度に長寿命化計画を策定し、緊急度の高い設備の改修を第1期改修工事として平成23、24年度に実施しました。

しかし、共通設備等の焼却炉の長期停止を要する改修については、宮ノ陣クリーンセンターの稼働後に行う必要があります。

■主な施策

- ・上津クリーンセンター長寿命化計画策定（平成22年度）
- ・上津クリーンセンター第1期改修工事（平成23、24年度）

ウ 制度統一

田主丸・北野・城島・三瀬地域においては、合併前の経過から市外3ヶ所の施設でごみ処理を行っており、長期安定処理及び市民サービスの統一・向上の観点から、市域内処理が課題となっていましたが、城島・三瀬地域のごみ処理については、平成28年度から市域内処理としています。

今後は、田主丸・北野地域のごみ処理制度の統一に向けて、引き続き取り組んでいく必要があります。

■主な施策

- ・八女西部広域事務組合脱退（平成27年度末）

④最終処分場の整備・運営

杉谷埋立地は、第1処分場が平成17年3月に完成し、4月から供用開始しました。

また、第2処分場が平成22年9月に完成し、10月から供用開始しています。

さらに、これまで埋立処理を行ってきた焼却灰のうち主灰については、平成21年10月からセメント再資源化を開始しました。

運営にあたっては、安全で適正な維持管理を行っており、今後も継続していく必要があります。

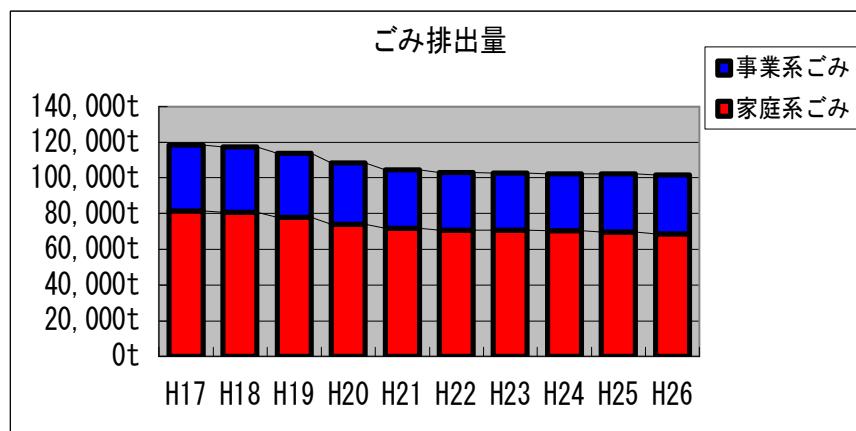
■主な施策

- ・第1処分場供用開始（平成17年度～）
- ・セメント再資源化開始（平成21年度～）
- ・第2処分場供用開始（平成22年度～）

(3) ごみ排出量等の推移について

①総ごみ排出量 (資料編9ページ 参照)

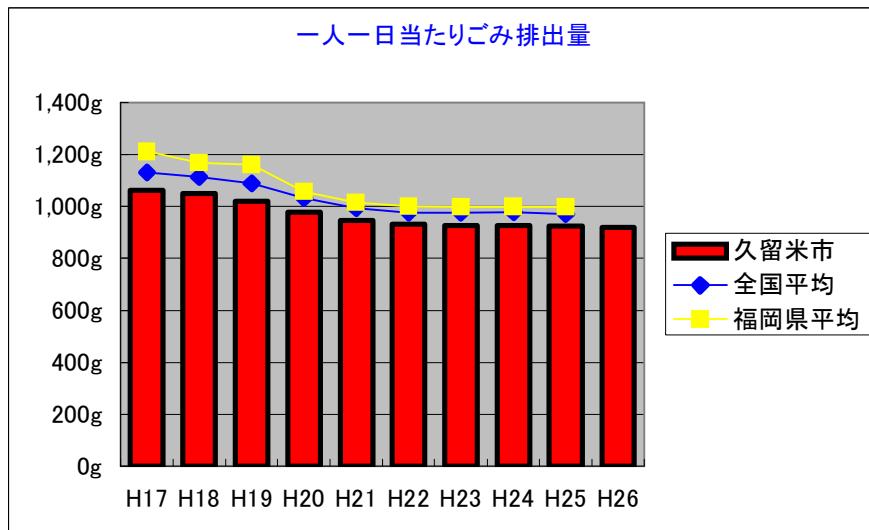
総ごみ排出量の推移を見ると、全体の排出量は減少を続けていますが、近年は横ばいの状況にあり、事業系ごみについては、平成24年度以降増加傾向にあります。



②一人一日当たりのごみ排出量 (資料編9ページ 参照)

一人一日当たりのごみ排出量も総ごみ排出量と同様の推移をしていますが、平成26年度実績では平成27年度目標である925g以下を達成しています。

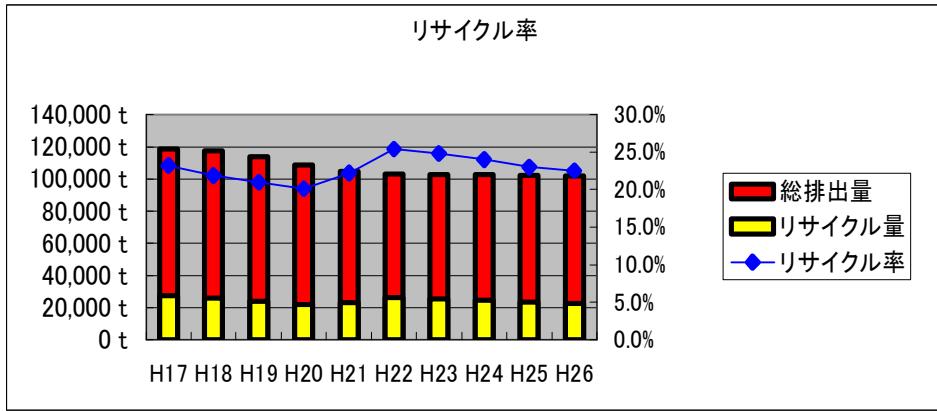
なお、本市の一人一日当たりのごみ排出量は、全国平均や福岡県平均の数値より少ない状況にあります。



※H24から外国人人口を含んで算定

③リサイクル率 (資料編9ページ 参照)

リサイクル率については、平成21年度からの焼却灰のセメント再資源化により一時的に増加しましたが、年々減少傾向にあり、平成26年度のリサイクル率は22.5%で、目標である23.0%以上を0.5ポイント下回っています。このリサイクル率の減少要因については、近年、スマートフォンやタブレット端末等の普及による新聞や雑誌の購読量の減少や、新聞販売店の自主回収など民間レベルでの古紙回収やカン・ペットボトルの容器軽量化等の影響であると考えられます。



第2章 新計画の基本方針と目標

第1節 基本的方向について

1. 基本方針

本計画の上位計画である「久留米市新総合計画（第3次基本計画）」に掲げる「環境を育み共生するまち」及び「久留米市環境基本計画」に掲げる「循環型社会の構築」に向けて、以下の2つを基本方針として施策を推進していきます。

<ごみの発生抑制と資源循環に向けた取組みの推進>

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直し、「もったいない心」でモノを大切に使い、なるべくごみを出さない心豊かな暮らしを通して、限りある資源やエネルギーを大事に使っていく社会を目指します。そのために、社会経済活動のあらゆる段階で、ごみの発生抑制と再使用を優先とし、その上で再資源化を進めていく持続可能な社会づくりを進めています。

また、この社会の実現に向けては、市民・事業者・市の各主体が役割に応じて3Rを実践でき、協働して推進していく取組みを行っていきます。

<循環型社会に対応した適正なごみ処理体制の確立>

市民生活・事業活動で排出されるごみについては、宮ノ陣クリーンセンターと上津クリーンセンターの南北2ヶ所体制による効率的かつ長期安定的な処理を行い、市民の快適な生活や円滑な事業活動を維持していきます。

この2つの基本方針に基づき推進する施策については、今後の少子高齢化の進展やそれに伴う一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加など、様々な状況の変化に注視しながら柔軟に対応していきます。

2. 計画の目標

- 分別の徹底、ごみ減量・リサイクル推進によるごみ排出量抑制

● 平成37年度目標値 市民一人一日当たりの排出量888グラム以下

(うち家庭系ごみ 市民一人一日当たりの排出量575グラム以下)

平成32年度中間目標値 943グラム以下

(うち家庭系ごみ 市民一人一日当たりの排出量611グラム以下)

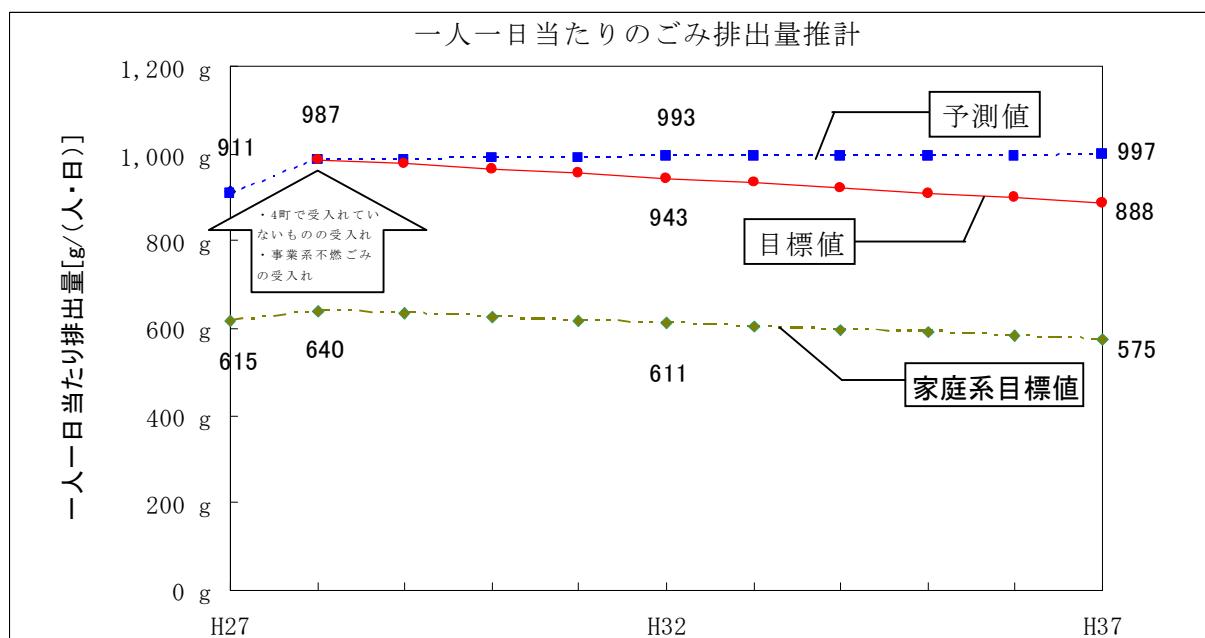
- ごみ減量と不燃物・金属処理、主灰のリサイクルによる最終処分量の削減

● 平成37年度目標値 リサイクル率24パーセント以上

平成32年度中間目標値 リサイクル率23パーセント以上

※ 国のごみ排出削減目標及び久留米市環境基本計画行動計画の見直しを踏まえ、平成32年度に目標の見直しを行います。

3. ごみ排出量の年度別予測



※ ごみ排出量の将来推計

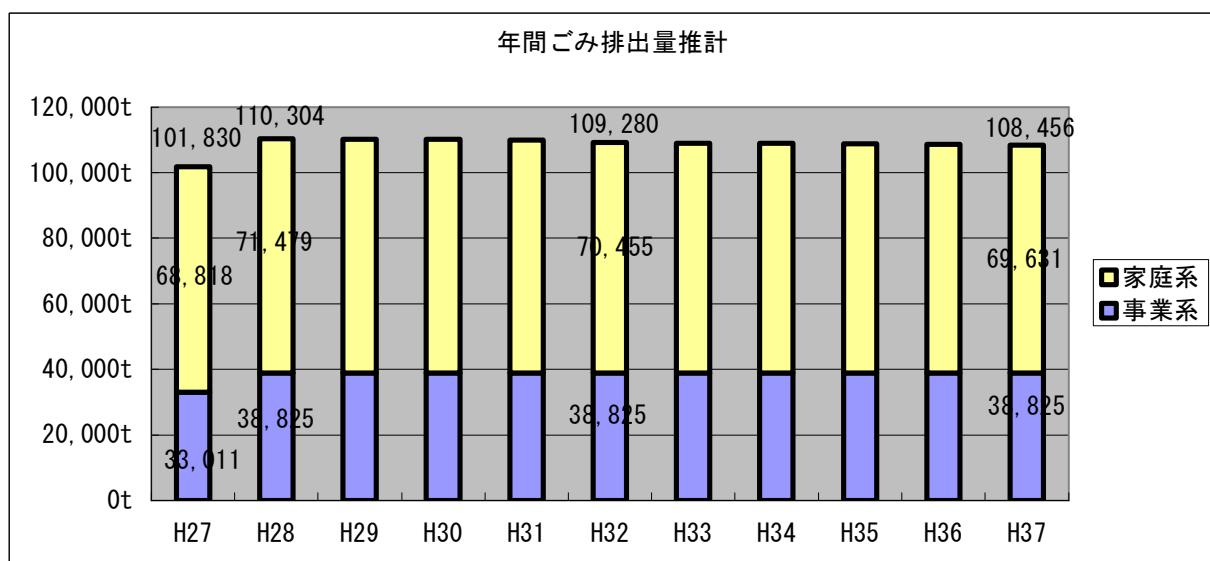
平成28年度の宮ノ陣クリーンセンター稼働に併せ、田主丸・北野・城島・三瀬の4町地域について、これまでの一部事務組合の施設では受入れが困難であったものについて、旧久留米市の水準で久留米市の施設で受入れを開始するとともに、市内の事業所で発生する不燃ごみについても、受入れを行うことで、1人1日当たりのごみ排出量が987gと増加すると推計しています。この28年度の推計を基準として、次の条件のもと将来推計を行ないました。

- ア 家庭系ごみ排出量は、平成28年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量に予測人口を乗じて算出

イ 事業系ごみ排出量は、人口の増減によって大きく変動するとは考えにくく、今後の経済活動を予測することが困難であるため、平成28年度の排出量が横ばいで推移するとして算出

削減目標については、久留米市環境基本計画の中では、環境省により定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」に基づき、平成19年度に対して平成27年度におけるごみ排出量を5%削減するという目標を、久留米市においてはさらに5%の上乗せを図り、10%削減するという目標を掲げているため、本計画においても、この目標に従い平成37年度には平成28年度から1人1日当たりのごみ排出量を10%削減するものとして目標を定めました。

なお、本推計を算定するにあたり必要な将来人口の推移については、久留米市新総合計画第3次基本計画〔平成27年度～平成31年度〕における目標人口の設定〔平成31年度末の人口305,000人〕及び久留米市人口ビジョンにおける人口推移の見直し〔平成37年度末の人口298,123人〕を使用しています。



第3章 目標達成のための施策

第1節 具体的施策について

施策1. 3Rの推進

「循環型社会」の実現のため、排出段階でのごみの抑制と分別の徹底によるごみ減量を推進する施策を積極的に展開します。

また、その実施に当っては、家庭系・事業系を問わず全てのごみ排出者を対象とし、市民・事業者・市が協働して、排出量の抑制とリサイクルの徹底を図るものとします。

併せて、市民アンケートや意見交換などによりニーズや実態を把握し、新たな施策の研究や事業化に取組みます。

さらに、市民・事業者の3Rについてのさらなる意識向上を図るため、宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザを活用するなどして、環境啓発・学習を推進します。

(1) リデュースの推進

①生ごみ減量化の促進

家庭での生ごみや家庭から発生する剪定小枝・落ち葉などについて、自家処理を促進するため、処理容器等の購入費の一部を補助します。また、生ごみ減量・堆肥化等に関する知識と技術を持つアドバイザーを、保育園や学校等に派遣し、子供たちのごみ減量意識の醸成、食育の推進に努めるとともに、地域等で生ごみリサイクルを指導するリーダーを育成します。

②有料指定袋制度の普及促進

平成5年度からごみの排出量に応じて処理費用の一部負担を求める有料指定袋制度を導入しています。平成28年度からは北野地域、城島地域、三瀬地域に事業系燃やせるごみ袋制度を導入したことから、これらの地域の事業所への普及を促進し、事業系ごみの減量に努めます。

なお、有料指定袋制度については、排出抑制への効果的手法であることから、今後についても分別の動機付けと再資源化促進の視点のもとに、社会経済情勢やごみ排出量の動向等を勘案しながら、市民の皆さんの意見等を十分に踏まえた上で、制度の運用に努めるものとします。

③市民との協働によるごみ減量の取組み

地球温暖化の緩和を目的として、市民、事業者と市が協働して「エコ活動」に取組む「くるめエコ・パートナー事業」を実施し、その活動指標として「マイはし・マイバック・風呂敷等の活用」、「生ごみの水切りを徹底する」等の項目を設け、ごみの排出抑制とごみ減量に関する行動を促しており、今後も更なる推進に努めます。また、宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザを活用した食育講習会などにより食品ロスの軽減に努めます。

④排出事業者への指導強化と減量意識の向上

事業系ごみについては、ごみ処理施設における事業系一般廃棄物の搬入実態を把握し、古紙などの資源物が大量に混入している場合は、搬入を規制するなど排出者責任の周知徹底を図り、事業者自身によるごみの排出抑制と資源化を促進します。

(2) リユースの推進

家庭で不用となった家具や自転車などを無償で引き取り、希望する市民に抽選などによる販売を行い、まだ使える不用品の有効活用を促進します。また、家庭で不用となったものを市民間で循環させる場として、毎月第3日曜日に開催する「サンデーリサイクル」や6月に開催する「環境フェア」などのイベントにおいて、フリーマーケットの場を提供します。さらに、子ども服や日用品などのお譲り会やおもちゃ病院など市民との協働によるリデュース・リサイクル活動の促進を図ります。

(3) リサイクルの推進

上津クリーンセンター敷地内に設置している剪定枝リサイクル施設や大型シュレッダーによる剪定枝や機密文書を含めた直接搬入される古紙類のリサイクルを進めます。

また、市民のリサイクル活動を促進するため、子ども会、自治会、PTAなどが行う資源物の集団回収への取組みに対し、回収実績に応じた奨励金の交付による支援を行い、併せて、3R学習会や広報紙などによる周知啓発を行い取組団体の拡大に努めています。

さらに、さらなるリサイクルの促進に向け、新たな分別品目等の調査研究に努めています。

(4) 環境啓発・学習の推進

自治会など地域での出前講座やごみ処理施設見学会、また環境教育や学習等の拠点施設として宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザを活用した展示学習やリサイクル宝の市事業、サンデーリサイクルなどのイベント等の開催を通じて、市民及び事業者のごみ減量・リサイクル意識の醸成を図り、3Rに関する行動を幅広く促しています。

施策2. 適正処理の推進

容器包装リサイクル法に基づく分別など可能な限りの分別収集及び処理ルートを確立し、更なるごみ減量・リサイクルの推進と限られた資源の有効活用を進め、南北2ヶ所の中間処理施設及び杉谷最終処分場において適正な処理を推進していきます。

また、大規模な災害が発生した場合にも迅速に対応できるようなごみ処理の広域的な連携を進めます。

(1) 分別の徹底

地域の分別推進員と連携してごみと資源物の分別排出を徹底するとともに、従来の広報紙やホームページ等による広報に加え、スマートフォンなどの情報媒体を活用した広報（アプリの活用など）を行うことにより、更なる意識の向上を図り、焼却処理するごみ量の削減や最終処分量の削減につなげていきます。

また、事業系ごみについては、ごみ処理施設における事業系一般廃棄物の搬入実態調査や事業所へのアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、事業所への戸別訪問などを行い、事業系ごみの適正排出の徹底を図るとともに、減量及び資源化を推進していきます。

(2) 効率的で安定した収集運搬体制の確立

収集運搬業務については、民間活力を活用した収集体制の整備を図るため、既に全ての収集業務の民間委託を図っており、平成28年度からは、粗大ごみ・特別収集運搬制度の全市

統一に併せて、5地域毎に契約している収集業務委託の一本化を図り、近年の少子高齢化社会の進展やそれに伴う一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加などの社会情勢を踏まえ、新たに粗大ごみの持ち出しサービスを開始するなど、今後も長期的かつ安定した収集運搬体制の確立に努めています。

事業系ごみについては、自己処理の原則に基づき、排出者自ら又は一般廃棄物収集・運搬の許可を有する事業者へ委託し、処理を行なっていきます。

また、収集運搬を継続的かつ安定的に実施するため、一般廃棄物収集・運搬の許可業者に対して指導を行い、許可制度の適正な運営に努めています。

(3) 安全で適正な中間処理及び最終処分

宮ノ陣クリーンセンター及び上津クリーンセンターにおいて、受入れの段階で分別及び搬入指導を実施し、適正な中間処理を行なっていきます。また、杉谷埋立地において、安全で適正な管理のもと最終処分を行うことで、長期安定処理を維持していきます。

廃棄物の減量、資源の有効活用を図り、焼却灰のうち主灰についてはセメント再資源化による適正な処理を行います。また、飛灰についてはセメント固化及び薬剤処理し、埋立物の安全性を高め杉谷埋立地において最終処分を行なっていきます。

(4) 災害時広域連携の推進

大規模な災害が発生した場合や施設の機器故障時等の緊急時においては、市での対応が困難と想定され、廃棄物処理の広域連携が求められています。

これまで、災害等の緊急時における相互協力体制の確立のため、久留米市周辺の一部事務組合等と相互支援協定を締結しており、今後もこの協定を継続していきます。

災害廃棄物の広域処理が必要な場合は、県に協力要請を行いながら、「廃棄物処理法」上の自治体間の手続きを含め、適正な対応を迅速に行っていきます。

施策3. 長期安定処理に向けた施設の整備・運営

宮ノ陣クリーンセンター及び上津クリーンセンターの2ヶ所体制での長期安定処理を目指します。併せて、市民との協働による安全監視を推進し、久留米市のごみ処理施設の安全で適正な維持管理を行なっていきます。また、長期安定処理及び市民サービスの統一等の観点から、将来的なごみ処理制度の統一を目指し、取組みを進めています。

(1) 中間処理施設の整備・運営及び最終処分場の運営

①中間処理施設の2ヶ所体制での運営管理

宮ノ陣クリーンセンター、上津クリーンセンターの南北2ヶ所体制となることから、可燃ごみの処理においては、処理対象区域内をエリア分けした効率的な計画収集を行い、各施設の運転計画に柔軟に対応できる収集体制を構築します。

施設の運転や定期補修については、適正なモニタリングを行い、安全で安定した管理運営を行なっていきます。あわせて、ごみの焼却による余熱の有効利用を推進します。

②上津クリーンセンター改修工事

上津クリーンセンターは平成5年に稼働しており、施設の老朽化が進行し改修が必要な状況となったことから、平成23、24年度に緊急度の高い設備の改修を第1期改修工事

として実施しました。

共通設備等の焼却炉の長期停止を要する改修については、宮ノ陣クリーンセンター稼働後の平成28、29年度に第2期改修工事として計画しています。

③リサイクル処理施設の運営

宮ノ陣クリーンセンターリサイクル棟において総合的なリサイクルの推進を図ります。具体的には、「小金属・小型家電」の選別、「ペットボトル」「容器包装プラスチック容器（一部）」の選別・圧縮・梱包、空カンの選別・圧縮、空ビンの貯留などを行い、適正な処理を行うことにより、リサイクルを推進していきます。

④最終処分場の運営

杉谷埋立地の運営にあたっては、安全で適正な維持管理を引き続き行っています。

（2）施設の安全監視の推進

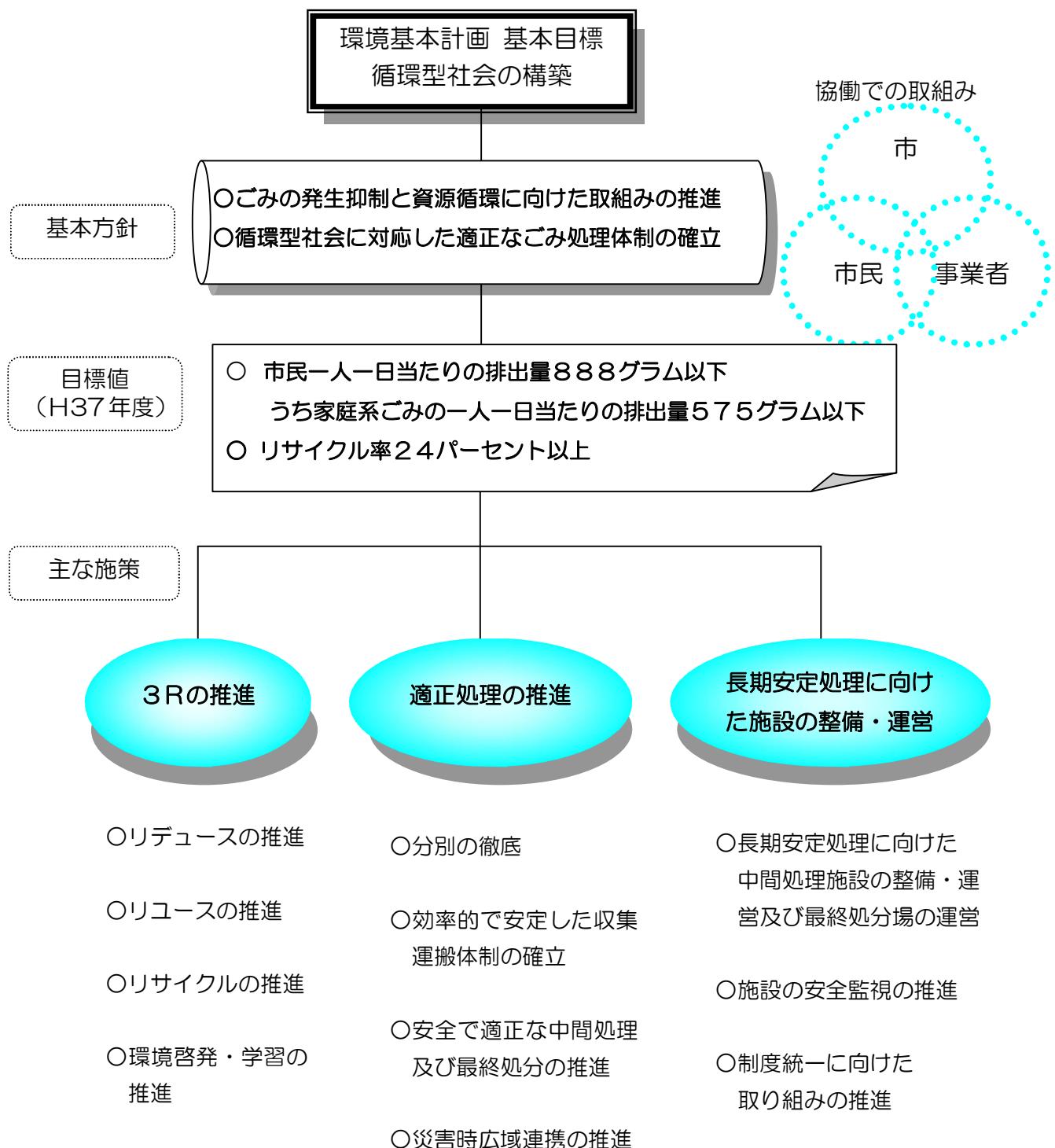
ごみ処理施設は施設の安全な維持管理を行うとともに、安全監視が重要です。工場からの排ガス検査や埋立地関連の水質検査を実施し、市民との協働による監視組織に報告することで連携を図りながら、安全監視の徹底と適正処理に努めます。

- ・安全監視体制として、施設周辺住民を中心とした連絡協議会と、専門家を中心とした監視委員会との二重の監視組織を設けて、厳正な安全監視を行います。
- ・上津クリーンセンター及び杉谷埋立地において認証を得ているISO14001の取組みを継続し、宮ノ陣クリーンセンターにおいても認証を得ることで、環境に配慮した管理運営を行っていきます。

（3）制度統一に向けた取組みの推進

合併前の経過から4ヶ所での中間処理施設でごみ処理を行っていましたが、城島及び三潴地域のごみについては、平成28年度から久留米市域内で処理を行います。また、田主丸及び北野地域においても長期安定処理及び市民サービスの統一等の観点から、ごみ量の動向や施設の運営状況を見据えながら、将来的には久留米市域内処理を目指し、取組みを進めています。

※ ■ごみ処理基本計画の体系図



第4章 ごみ処理体制及び施設の状況

第1節 ごみ処理体制

1. 分別収集

(1) 久留米地域（平成28年度から城島、三瀬地域を含む）

【排出方法及び収集方法（家庭ごみ）】

分別区分		排出方法	収集頻度	収集方法	収集形態	
燃やせるごみ		指定袋に入れて出す	週2回			
燃やせないごみ		指定袋に入れて出す	月2回			
資源ごみ	空ビン	無色ビン	蓋があるものは外して、中を軽くすりいでから、専用の回収ボックスに出す ※空カンとペットボトルは、なるべくつぶしてから出す	月2回	民間委託	
		茶色ビン				
		その他のビン				
	資源物	ペットボトル		月2回		
		空カン				
		小金属・小型家電	電池などを外して、専用の回収ボックスに出す			
		容器包装プラスチック（一部）	透明の袋に入れて出す			
	古紙・古布	新聞	紐で十文字に縛って出す ※雨の日は、次回の収集日に出す	月2回		
		雑誌類				
		ダンボール				
		紙パック				
		布類				
有害ごみ		透明の袋に入れて出す	可燃物と資源物の収集日			
粗大ごみ	可燃性粗大	ステッカーを購入し、出す品目に添付して出す ※事前申込制	月1回	戸別（単品）収集		
	不燃性粗大					
	金属性粗大					
特別収集		引っ越し等に伴う臨時収集 ※事前申込制 ※手数料はその場で徴収	随時	戸別収集		

※燃やせないごみの内、刃物などの先がとがったものは、紙などに包んでから出す

【ごみ処理手数料（指定袋）】

区分	分別区分	形状	容量	処理手数料
家庭系	燃やせるごみ	兼用袋	大 30リットル	35円／枚
	燃やせないごみ		小 18リットル	20円／枚
事業系	燃やせるごみ	専用袋	大 45リットル	90円／枚
			小 30リットル	60円／枚

【粗大ごみ等処理手数料】

分別区分	処理手数料
粗大ごみ	品目に応じて、300円／620円／1,250円
特別収集	2トンダンプ1台 8,380円
犬猫等死骸収集	飼い犬猫等死骸収集1体 520円（路上横死の場合は無料）

【直接搬入手数料】

区分	種別	処理手数料
家庭系	可燃・不燃・資源物	50円／10kg（資源物は無料）
事業系	可燃・不燃	150円／10kg
	資源物	40円／10kg

（2）田主丸地域

【排出方法及び収集方法（家庭ごみ）】

分別区分		排出方法	収集頻度	収集方法	収集形態		
燃やせるごみ		指定袋に入れて出す	週2回				
資源物 資源ごみ	透明ビン	蓋があるものは外して、中を水洗いしてから、専用の回収コンテナに出す	月1回	ステーション収集	民間委託		
	茶色ビン						
	その他の色付ビン						
	その他のビン・ガラス類						
	陶磁器類	専用の回収コンテナに出す ※缶類で蓋があるものは外して、中を水洗いして出す	月1回				
	硬質プラスチック類						
	スチール缶						
	アルミ缶						
	その他の金属類						
	乾電池類						
	危険ごみ						
	有害ごみ	蓋があるものは外して、中を水洗いしてから、専用の回収コンテナに出す	月1回				
	ペットボトル						
	その他の資源物 ^{※1}						
	小型家電						
	特定品目 ^{※2}	指定袋に入れて出す					
古紙・古布	新聞紙	紐で十文字に縛って出す ※雨の日は、次回の収集日に出す	月2回				
	ダンボール						
	雑誌類						
	紙パック						
	布類						

粗大ごみ	ステッカーを購入し、出す品目に添付して出す ※事前申込制	月 1回	戸別（单品）収集	民間委託
特別収集	引っ越し等に伴う臨時収集 ※事前申込制 ※手数料はその場で徴収	随 時	戸別収集	

※1 他の資源物とは、掃除機や炊飯器等の久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の別表第1（第3条関係）に定める品目で指定袋に入る大きさのもの

※2 特定品目とは、ブロック・レンガ・瓦等で指定袋に入る大きさのもの

※平成28年4月より分別種別25種から23種に見直し、また、田主丸地域の処理施設で処理できない品目（小型家電・特定品目）を宮ノ陣クリーンセンターにて処理します。

【ごみ処理手数料（指定袋）】

区分	分別区分	形状	容量	処理手数料
家庭系	燃やせるごみ	兼用袋	大 30リットル	35円／枚
	特定品目		小 18リットル	20円／枚

【粗大ごみ等処理手数料】

久留米地域に同じ

【直接搬入手数料】

区分	種別	処理手数料
家庭系	可燃物	50円／10kg (100kg以下) 100円／10kg (110kg以上)
	不燃物	50円／10kg (100kg以下) 100円／10kg (110kg以上)
事業系	資源物	50円／10kg (100kg以下) 100円／10kg (110kg以上)

（3）北野地域

【排出方法及び収集方法（家庭ごみ）】

分別区分	排出方法	収集頻度	収集方法	収集形態
燃やせるごみ	指定袋に入れて出す	週2回 月1回	ステーション収集	民間委託
資源ごみ	空カン			
	硬金属類			
	無色ビン			
	茶色ビン			
	その他のビン			
	雑物			
	ペットボトル			

	容器包装プラスチック	専用の回収容器に出す			
	有害ごみ（蛍光管以外）				
	有害ごみ（蛍光管）				
	処理困難物 ^{※1}	指定袋に入れて出す			
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	ステッカーを購入し、出す品目に添付して出す ※事前申込制	月 1 回	戸別（単品）収集	
	不燃性粗大ごみ				
特別収集		引っ越し等に伴う臨時収集 ※事前申込制 ※手数料はその場で徴収	随 時	戸別収集	

※1 処理困難物とは、ブロック・レンガ・瓦等で指定袋に入る大きさのもの

※古紙・古布類は、地域の集団回収に出す

※食品用トレイについては、地域内 5ヶ所（北野生涯学習センター本館、北野生涯学習センター別館、弓削コスモス館、大城ますかげセンター、金島ふれあい交流センター）での拠点回収

※平成28年4月より北野地域で処理できない品目（処理困難物）を宮ノ陣クリーンセンターにて処理します。

【ごみ処理手数料（指定袋）】

区分	分別区分	形状	容量	処理手数料
家庭系	燃やせるごみ	兼用袋	大 30リットル	35円／枚
	処理困難物		小 18リットル	20円／枚
事業系	燃やせるごみ	専用袋	大 45リットル	90円／枚
			小 30リットル	60円／枚

【粗大ごみ等処理手数料】

久留米地域に同じ

【直接搬入手数料】

区分	種別	処理手数料
家庭系	可燃・不燃・資源物・粗大ごみ	50円／10kg
事業系	可燃・不燃・資源物・粗大ごみ	150円／10kg

2. 処理施設の状況

（1）中間処理施設の概要

<宮ノ陣クリーンセンター>

宮ノ陣クリーンセンターは焼却施設や破碎選別施設を有する工場棟、資源物をリサイクルするためのリサイクル棟、施設全体の管理を行う他、リサイクル品の展示施設や環境学習ルームを有する環境交流プラザで構成されます。

●工場棟

処理対象物：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ

処理能力：焼却施設：163 t／日 (81.5 t／日×2炉)

破碎選別施設：28 t／5h

処理方式：全連続燃焼式（ストーカ炉）

●リサイクル棟

処理対象物：カン、BIN、ペットボトル、小金属・小型家電、

容器包装プラスチック（一部）

処理能力：カン：4 t／5h BIN：10 t／5h ペットボトル：3.5 t／5h、

容器包装プラスチック（一部）：5 t／5h

<上津クリーンセンター>

上津クリーンセンターは、焼却施設、剪定枝リサイクル施設、機密文書リサイクル施設を有する施設です。

●上津クリーンセンター

処理能力：焼却施設 300t／日 (100t／日×3炉)

せん断式破碎機 35t／日

処理方式：全連続燃焼式（ストーカ炉）

●剪定枝リサイクル施設

処理能力：4.8t／日

●機密文書リサイクル施設

処理能力：2.5t／5h

※田主丸地域

久留米市（田主丸町）及びうきは市で構成する一部事務組合（うきは久留米環境施設組合）が設置する中間処理施設において処理を行っています。

●施設名称：耳納クリーンステーション（ごみ燃料化施設・リサイクルプラザ）

●所在地：福岡県うきは市吉井町富永2015

●処理能力：可燃ごみ 61.0 t／日

不燃ごみ 12.5 t／日

粗大ごみ 5.5 t／日

●処理方式（可燃ごみ）：灯油燃焼乾燥方式+圧縮成型方式（RDF）

●施設設置者：うきは久留米環境施設組合

※北野地域

久留米市（北野町）、朝倉市、筑前町、大刀洗町及び東峰村で構成する一部事務組合（甘木・朝倉・三井環境施設組合）が設置する中間処理施設において処理を行っています。

●施設名称：廃棄物処理センター サン・ポート（ごみ処理施設・リサイクルプラザ）

●所在地：福岡県朝倉郡筑前町栗田8-3

●処理能力：可燃ごみ 120 t／日

不燃ごみ、粗大ごみ等 30 t／5h

- 処理方式（可燃ごみ）：高温ガス化直接溶融炉
- 施設設置者：甘木・朝倉・三井環境施設組合

（2）最終処分場の概要

<久留米市杉谷埋立地>

杉谷埋立地は、第一処分場を平成17年4月から供用開始し、また、第二処分場を、平成22年10月から供用開始しました。

- 埋立物：宮ノ陣クリーンセンター及び上津クリーンセンターからの焼却残渣（主灰※、飛灰）及び不燃物。

※平成21年10月からはセメント再資源化

- 埋立面積：約12,300m²

- 埋立容量：約204,000m³

- 埋立方式：セル方式及びサンドイッチ方式

- 浸出水処理方式：公共下水道へ放流

- 供用開始：第一処分場 平成17年 4月

第二処分場 平成22年10月

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画は市民、事業者、市がごみ発生の責任者として、それぞれが排出抑制・分別リサイクル・適正処理の役割を理解した上で連携・協力し、計画の実現に向け進行管理を行うものとします。

本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくために必要な体制を整備します。

(1) 市民の役割

市民は、日常生活において、ごみの発生抑制や分別の徹底など身近にできることから実践することにより、ごみ減量・リサイクルに努めます。

また、ごみ減量・リサイクルに関する理解を深めるために、宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザを活用したごみ減量・リサイクルを中心とした環境学習等の活動に積極的に参画していきます。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動がごみ排出に影響を与えていていることを認識し、ごみ減量・リサイクルの取組みを進め、ごみの適正排出に努めます。

また、拡大生産者責任のもと、商品・製品の流通・販売に係る廃棄物の発生抑制や店頭などの自主回収を推進します。

(3) 市の役割

市は、本計画の推進に向けて、市民・事業者の自主的な取組みを促進するため、積極的に支援するとともに、ごみ減量・リサイクルに関する施策や安全かつ安定的なごみ処理を適正に実施します。

また、市自らが事業者でもあることから、ごみ減量・リサイクルに関する行動を率先して実行していきます。

さらに、循環型社会の構築の実現に向け、環境啓発・学習事業の充実を図り、市民意識の向上を図っていきます。

第2節 計画の進行管理

本計画の効果的な推進のため、年次計画として久留米市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を策定し、進捗管理を行います。

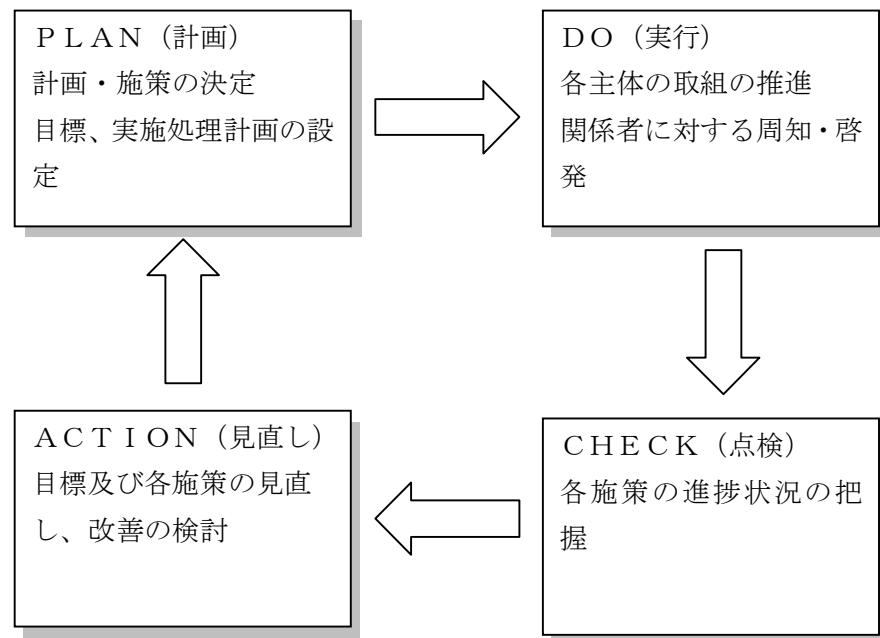
計画に掲げる施策を着実に実施するために、各年度の具体的な取組みについて、久留米市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画に反映し、計画的かつ効果的に実施します。

また、各取組みの進捗状況及び計画目標に対する達成状況については、毎年度P D C A手法による検証を行いながら、着実な推進を図っていきます。

なお、本計画は主たる施策の再点検を行い、概ね5年で見直しを行いますが、社会経済状況の変化や新たな環境問題の発生、計画の進捗状況などに応じ、計画自体の大幅な改定の必要性が生じた場合には、隨時見直します。その見直しにあたっては、循環型ごみ処理委員会を開催し、市民の意見も取り入れながら行なっていくものとします。

(P D C Aサイクル)

「Plan (計画)」「Do (実施)」「Check (点検)」「Action (見直し)」の4段階を繰り返すことで、問題を継続的に改善していきます。



久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

【資料編】

資料1 清掃事業の沿革

主な事項	
明治33年	○「汚物掃除法」（明治33年3月7日法律第31号）施行 (初めて、ごみ処理は市町村の責任であることが明示され、焼却が推奨された)
45年	●個人経営の塵芥焼却場稼働
大正6年	●個人経営の塵芥焼却場稼働
9年	●個人経営の塵芥焼却場を市が借り受け（直営化）
12年	●個人経営の塵芥焼却場を市が借り受け（直営化）廃止
昭和8年	●長門石焼却場開設（36トン/日（8時間）バッチ炉）
23年	●長門石処分場埋立開始
29年	○「清掃法」（昭和29年4月22日法律第77号）施行
34年	●清掃事業（ごみ収集）完全直営化 ●長門石埋立地供用開始 ●収集の機動化（3輪ダンプ導入） ●ごみ処理手数料徴収開始
39年	●架装車導入
40年	●高良内埋立地（丸深田）埋立開始
41年	●清掃上津工場一次炉稼働（120トン/日 [=60トン/8時間×2基(2交替)] 準連続式） ●ごみ処理手数料無料化 ●高良内埋立地（唐孔雀）埋立開始
42年	●分別収集開始
46年	○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）施行
47年	●「久留米市廃棄物の処理および清掃に関する条例」（昭和47年4月1日条例第13号）施行 ●高良内埋立地（東の浦）埋立開始
48年	●ステーション収集方式確立
49年	●家庭用焼却炉購入費補助開始
50年	●清掃上津工場二次炉稼働（180トン/日 [=90トン/24時間×2基] 全連続燃焼式） ●清掃上津工場一次炉閉鎖 ●分別収集を混合収集に移行
53年	●建設廃木材の埋立地搬入規制
54年	●高良内埋立地拡張工事着工（東の浦）
57年	●粗大ごみ収集開始 ●分別収集再開 ●優良資源回収団体表彰開始 ●高良内埋立地拡張工事竣工（東の浦）
58年	●生ごみ処理容器購入費補助開始
59年	●有害廃棄物収集開始
61年	●清掃上津工場一次炉解体 ●資源回収奨励金交付制度発足

62年	●市域外（熊本県松橋市）への焼却灰処理委託開始（1月30日）
平成元年	<ul style="list-style-type: none"> ●事業系不燃ごみの埋立地搬入規制 ●清掃上津工場建替工事着工 ●環境美化巡視員制度発足 ●桜花台運動公園竣工（3月）
2年	<ul style="list-style-type: none"> ●粗大ごみ年3回収集に変更 ●久留米市ごみ問題研究会設置（11月） ●埋立地容量拡大のための擁壁工事着工
3年	<ul style="list-style-type: none"> ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正（一般廃棄物処理業許可が更新制になる） ●一般廃棄物収集運搬業許可業制度発足 ○「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日法律第48号）施行（10月） ●埋立地容量拡大のための擁壁工事竣工 ●資源物分別収集開始
4年	<ul style="list-style-type: none"> ●清掃上津工場二次炉撤去 ●名称変更（清掃上津工場⇒上津クリーンセンター） ●市域外（熊本県松橋市）への焼却灰処理委託終了（6月25日）
5年	<ul style="list-style-type: none"> ●指定袋制度発足・ごみ集積所登録制度発足 ●桜花台体育館竣工（11月） ●上津クリーンセンター稼働（4月）
6年	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクルハウス竣工・リサイクルホットライン開設（5月） ●くるめリサイクルフェア開催（6月・以降毎年開催）
7年	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ問題協議会設置
8年	<ul style="list-style-type: none"> ●古着・古布分別収集開始 ●樹木剪定枝リサイクル事業開始
9年	<ul style="list-style-type: none"> ○「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年6月16日法律第112号）完全施行 ●事業所専用指定袋制度導入 ●粗大ごみ戸別单品有料収集開始（年5回） ●杉谷埋立地の建設に関する訴訟（3件）が提起される（ほかに職員個人に対する公金返還請求3件も提起される） <ul style="list-style-type: none"> 〔建築工事禁止仮処分命令申立事件・建設工事禁止請求事件・所有権移転登記抹消手続等請求事件〕
10年	<ul style="list-style-type: none"> ●分別推進員（廃棄物減量等推進員）制度発足（1月） ●17種分別収集開始（4月） ●「久留米市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」（平成10年6月26日 条例第20号）施行（6月）
11年	<ul style="list-style-type: none"> ●市域外（熊本県菊池市）への焼却灰処理委託開始（4月）
12年	<ul style="list-style-type: none"> ●久留米市ごみ処理基本計画（H12年度～H27年度）策定（3月） ●市域外（熊本県菊池市）への不燃物処理委託開始（4月） ●リサイクル広場開設（インターネットHP）（4月）

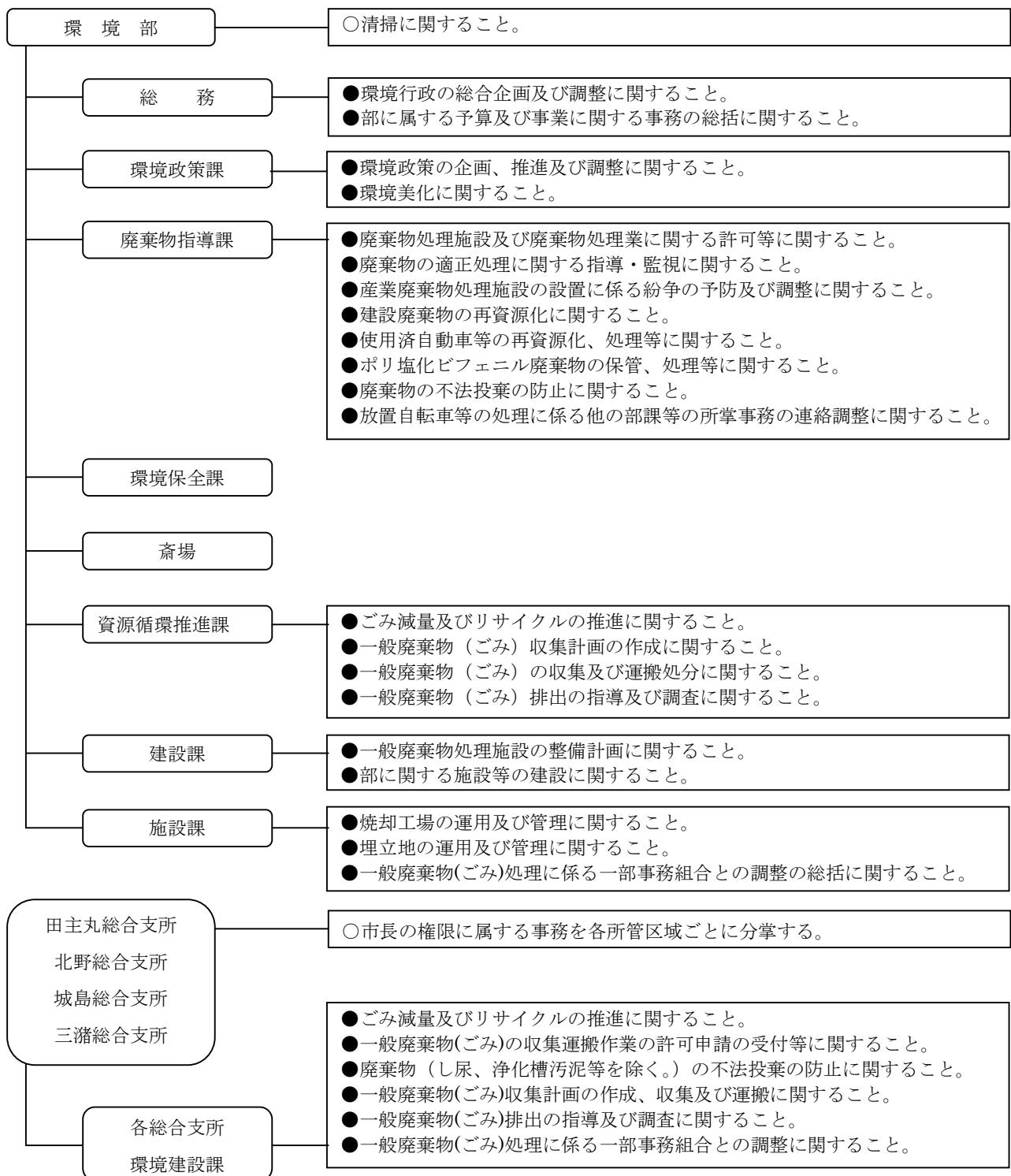
	<ul style="list-style-type: none"> ●破碎選別機導入（中継基地）（4月） ●電動式生ごみ処理機モニター制度開始（4月） ●白色トレイ選別・保管施設設置（10月） ●白色トレイの分別収集を試行（10月）
13年	<ul style="list-style-type: none"> ●杉谷最終処分場建設着工（1月） ●18種分別収集開始（白色トレイを追加）（4月） ●収集体制変更（3人⇒2人乗車へ、エリア制・無線機導入）（4月） ●粗大ごみ戸別単品収集回数増〔年5回を9回へ〕（4月） ○「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」（平成10年06月05日法律第97号）施行 ●事業所用指定袋（小）追加（7月） ●久留米市ごみ処理施設等監視委員会設置（設置要綱制定）（7月）
14年	<ul style="list-style-type: none"> ●熊本県菊池市内業者への焼却灰等処理委託契約終了（3月） ●電動式生ごみ処理機購入補助制度開始（4月） ●北九州市（響灘西地区廃棄物処分場）への焼却灰等処理委託契約締結（5月7日）、搬出開始（同月10日） ●廃食用油リサイクル（ディーゼルエンジン用燃料化）事業開始（ごみ収集車燃料として使用）
15年	<ul style="list-style-type: none"> ○「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づくパソコン・リサイクル制度開始（10月） ●事業系古紙奨励金制度開始（10月）
16年	<ul style="list-style-type: none"> ●直接搬入手数料改定（家庭系：100kgごと300円→500円、事業系：100kgごと800円→1,500円）（1月） ●「ごみ減量緊急宣言」（4月） ●総合的なごみ処理施策を発表（10月27日） ●「古紙搬入拒否宣言」（11月1日） ●機密文書リサイクル大型シュレッダー機及び剪定枝リサイクル施設稼働（11月）
17年	<ul style="list-style-type: none"> ●久留米市に田主丸町、北野町、城島町及び三潴町が編入（2月5日） 〔合併協議により、各地域のごみ処理制度は、当分の間、なお従前の例によるとされた〕 ●杉谷埋立地（第一処分場）の供用開始により、ごみの市域内処理が回復（4月1日）
18年	<ul style="list-style-type: none"> ●久留米市ごみ処理基本計画（12年3月策定）を一部修正（7月） ●杉谷埋立地の建設に関する訴訟（3件）のすべてが終結（10月） 〔建築工事禁止仮処分命令申立事件：17年6月〕 〔建設工事禁止請求事件：17年2月〕 〔所有権移転登記抹消手続等請求事件：18年10月〕 ●循環型ごみ処理委員会設置（12月） ●八女西部広域事務組合（八女西部クリーンセンター）と災害・緊急時の相互協力協定締結（11月） ●大川市と災害・緊急時の相互協力協定締結（12月）

19年	<ul style="list-style-type: none"> ●甘木・朝倉・三井環境施設組合(サン・ポート)と災害・緊急時の相互協力協定締結（2月） ●鳥栖・三養基西部環境施設組合と災害・緊急時の相互協力協定締結（2月） ●うきは久留米環境施設組合(耳納クリーンステーション)と災害・緊急時の相互協力協定締結（3月） ●新中間処理施設整備基本構想を策定（2月） ●上津クリーンセンター長期管理運営委託開始（H19～H22）（4月） ●段ボールコンポストのモニター事業を実施
20年	<ul style="list-style-type: none"> ●「久留米市産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例」（平成19年12月20日条例第62号）施行（4月） ●「久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」（平成19年12月20日条例第63号）施行（4月） ●中核市への移行に伴い、県から産業廃棄物関係事務が移譲される（4月） ●部内に廃棄物指導課を新設（4月） ●合併前の旧田主丸町・城島町・三潴町の区域に係る「家庭系ごみ指定袋」及び処理手数料を旧市の制度に統一（4月） ●合併前の各旧町の区域における「家庭系ごみ」の排出方法を旧市の制度（集積所に排出する方式）に統一（4月） ●合併前の久留米市の区域における「家庭系燃やせるごみ」の収集業務を完全に委託（4月） ●合併前の久留米市の区域における「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」及び「犬、ねこ等死骸」の収集業務を委託（4月） ●杉谷埋立地（第二処分場）建設着工（6月） ●事業所から排出される蛍光管・乾電池の上津クリーンセンター受入れを中止（10月）
21年	<ul style="list-style-type: none"> ●電動式生ごみ処理機購入補助限度額を改正（25,000円→20,000円）（4月） ●焼却灰（主灰）のセメント資源化委託開始（10月） ●三潴地域にて廃食用油回収開始（10月） ●北部一般廃棄物処理施設住民説明開始（10月） ●焼却灰セメント再資源化開始（10月）
22年	<ul style="list-style-type: none"> ●直接搬入手数料改定（家庭系：100kgごと500円→10kgごと50円、事業系：100kgごと1,500円→10kgごと150円）（4月） ●田主丸地域にて廃食用油回収開始（4月） ●筑紫野・小郡・基山清掃施設組合と災害・緊急時の相互協力協定締結（9月） ●杉谷埋立地（第二処分場）完成（9月） ●杉谷埋立地（第二処分場）供用開始（10月）
23年	<ul style="list-style-type: none"> ●上津クリーンセンター長寿命化計画策定（2月） ●田主丸、城島及び三潴地域に廃棄物減量等推進員制度を導入し全市統一（4月） ●上津クリーンセンター長期管理運営委託開始（第2期）（H23～H25）（4月） ●レアメタルリサイクルモデル事業実施（6月～2月） ●サンデーリサイクル（3R推進事業）開始（6月） ●ごみ集積所からの資源物の持ち去り行為を条例で禁止（7月1日）

	<ul style="list-style-type: none"> ●北部一般廃棄物処理施設地元合意（11月） ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正（建設系廃棄物の排出者を明確化（元請業者＝排出者）・産業廃棄物収集運搬業許可制度の合理化・罰則規定を強化など） ●生ごみダイエットハンドブック発行（11月） ●生ごみ処理容器モニター事業実施（23年度～24年度） ●上津クリーンセンター第1期改修工事（電算制御システム改修工事H23・プラント設備改修工事H23-24）
24年	<ul style="list-style-type: none"> ●久留米市ごみ処理基本計画（12年3月策定、18年7月一部修正）を一部修正（3月） ●北部一般廃棄物処理施設用地取得（3月） ●分別品目「牛乳パック」を「紙パック」に拡大（4月） ●城島地域（下田校区）にて廃食用油回収開始（4月） ●レアメタルリサイクル事業開始（5月） ●上津クリーンセンター第1期改修工事（プラント設備改修工事H23-24）
25年	<ul style="list-style-type: none"> ●北部一般廃棄物処理施設に関する公金支出に係る住民監査請求（2月） ●北部一般廃棄物処理施設工場棟（D B O事業）契約締結（3月） ●資源循環推進課設置（環境政策推進課の一部・業務課）（4月） ●合併前の久留米市の区域における「家庭系燃やせないごみ」、「カン」、「ペットボトル」、「小金属」の収集業務を完全に委託（4月） ●「3R」ハンドブック発行（4月） ●北部一般廃棄物処理施設に関する公金支出差止事件住民訴訟が提起される（5月） ○「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年8月10日法律第57号）施行
26年	<ul style="list-style-type: none"> ●宮ノ陣クリーンセンター（北部一般廃棄物処理施設）工場棟工事に現場着手（1月） ●「乾燥生ごみ活用モデル事業」開始（4月） ●上津クリーンセンター長期管理運営委託開始（第3期）（H26～H27）（4月） ●宮ノ陣クリーンセンターのリサイクル棟及び環境交流プラザ建築工事契約締結（12月）
27年	<ul style="list-style-type: none"> ●合併前の久留米市の区域における「ビン」の収集業務を完全に委託（4月） ●剪定枝葉粉碎機購入補助制度開始（10月）
28年	<ul style="list-style-type: none"> ●久留米市ごみ処理基本計画（H28年度～H42年度）策定（3月） ●八女西部広域事務組合を脱退（3月） ●ストックヤード（高良内中継基地）の閉鎖（3月末） ●宮ノ陣クリーンセンター稼働（4月） ●指定袋手数料改定（家庭系 大：25円→35円、小：15円→20円） （事業系 大：60円→90円、小：40円→60円）（4月） ●新18種分別収集開始（容器包装プラスチック（一部）及び使用済小型家電の追加）（4月） ●粗大ごみ・特別収集制度を全市域統一（4月） ●粗大ごみ持ち出しサービス開始（4月）

資料2 組織図

1 久留米市



※ 久留米市行政組織条例（昭和43年久留米市条例第46号）

※ 久留米市総合支所設置条例（平成16年久留米市条例第43号）

※ 久留米市行政組織規則（昭和39年久留米市規則第54号）

2 一部事務組合

うきは久留米環境施設組合

●共同処理する事務

- ・可燃・不燃・粗大ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する事務
- ・最終処分場の建設及び管理運営に関する事務
- ・その他

●構成団体

うきは市・久留米市

※久留米市は、田主丸地域に係る事務に限り処理を行う。

甘木・朝倉・三井環境施設組合

●共同処理する事務

- ・可燃・不燃・粗大ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する事務
- ・最終処分場の建設及び管理運営に関する事務
- ・その他

●構成団体

朝倉市・筑前町・東峰村・久留米市・太刀洗町

※久留米市は、北野地域に係る事務に限り処理を行う。

資料3 ごみの排出及び処理・処分の概要

1. ごみ排出量及び処理量（全市）

(単位：t)

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
A	総ごみ排出量 (B+C)	103,093	102,628	102,484	102,336	101,782
B	家庭ごみ排出量	70,775	70,675	70,466	69,724	68,783
C	事業所ごみ排出量	32,318	31,953	32,018	32,612	32,999

D	一人当たり排出量 g／(人・日)	931	927	919 (927)	916 (925)	911 (919)
---	------------------	-----	-----	--------------	--------------	--------------

※平成24年度から外国人人口を含んで算定しています。数値下の（ ）は外国人人口を除いた場合の数値。

E	資源化量	22,372	21,817	21,204	20,412	19,898
F	団体回収量	3,835	3,607	3,426	3,127	2,960
G	リサイクル量 (E+F)	26,207	25,424	24,630	23,539	22,858

H	リサイクル率 (%)	25.4	24.8	24.0	23.0	22.5
---	------------	------	------	------	------	------

I	直接焼却	81,260	81,246	81,443	82,006	82,363
J	残渣焼却	4,531	4,667	5,164	5,549	5,655
K	焼却処理量 (I+J)	85,791	85,913	86,607	87,555	88,018

L	焼却残渣	2,717	2,569	2,486	2,521	2,425
M	不燃ごみ	583	569	624	611	603
N	最終処分量 (L+M)	3,300	3,138	3,110	3,132	3,028

O	最終処分率 (%)	3.2	3.1	3.0	3.1	3.0
---	-----------	-----	-----	-----	-----	-----

* 焼却処理量は、中間処理施設において、焼却・RDF化、溶融処理した量

* 一人当たりの排出量・・・A-G／(人口・年間日数)

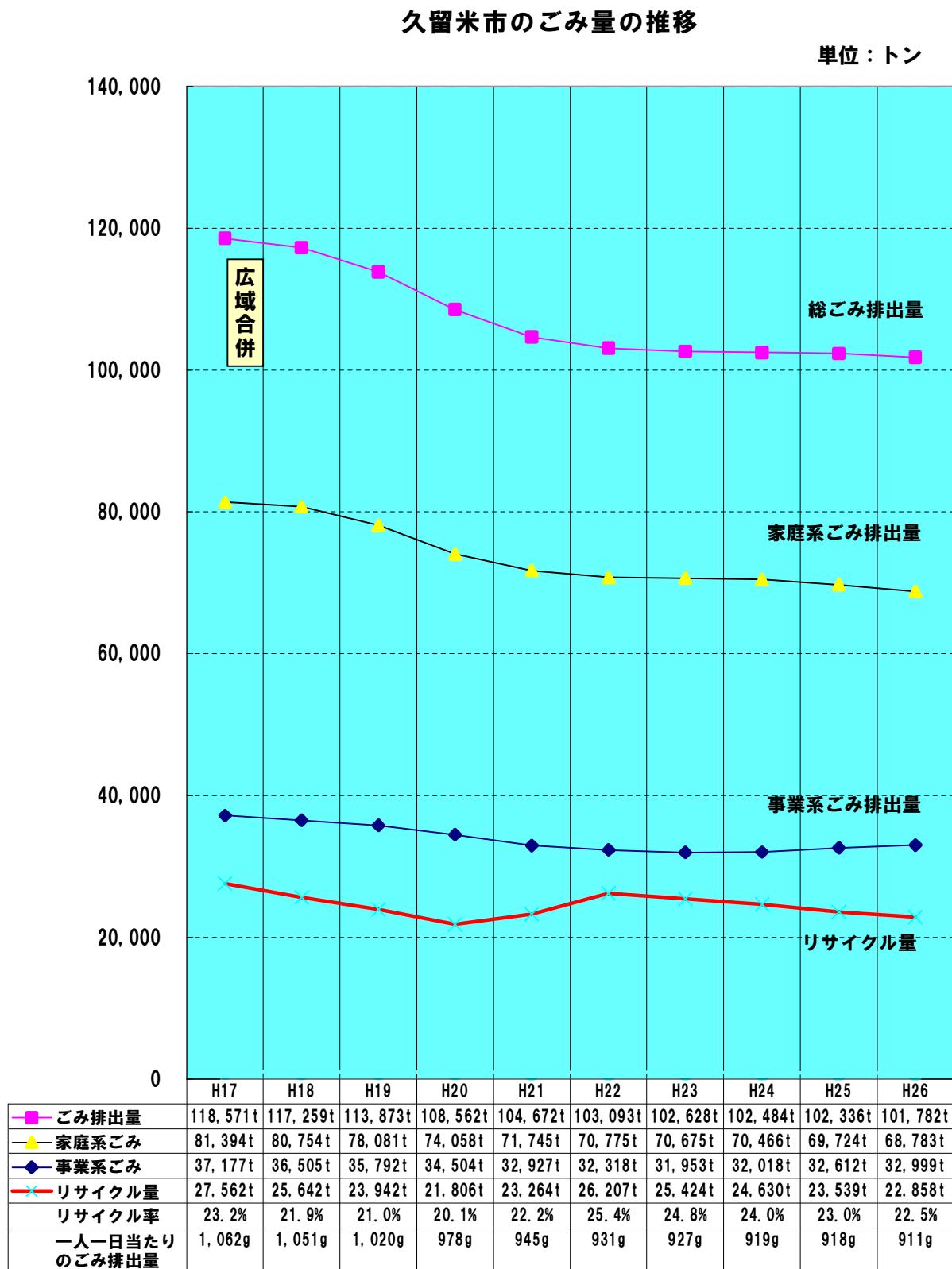
* リサイクル率・・・・G/A

* 最終処分率・・・・N/A

<参考>

リサイクル率については、22.5% (H26) ですが、焼却灰の資源化や溶融スラグなど焼却・RDF・溶融処理後のリサイクル量を除いた直接資源化の率は、13.7%となります。

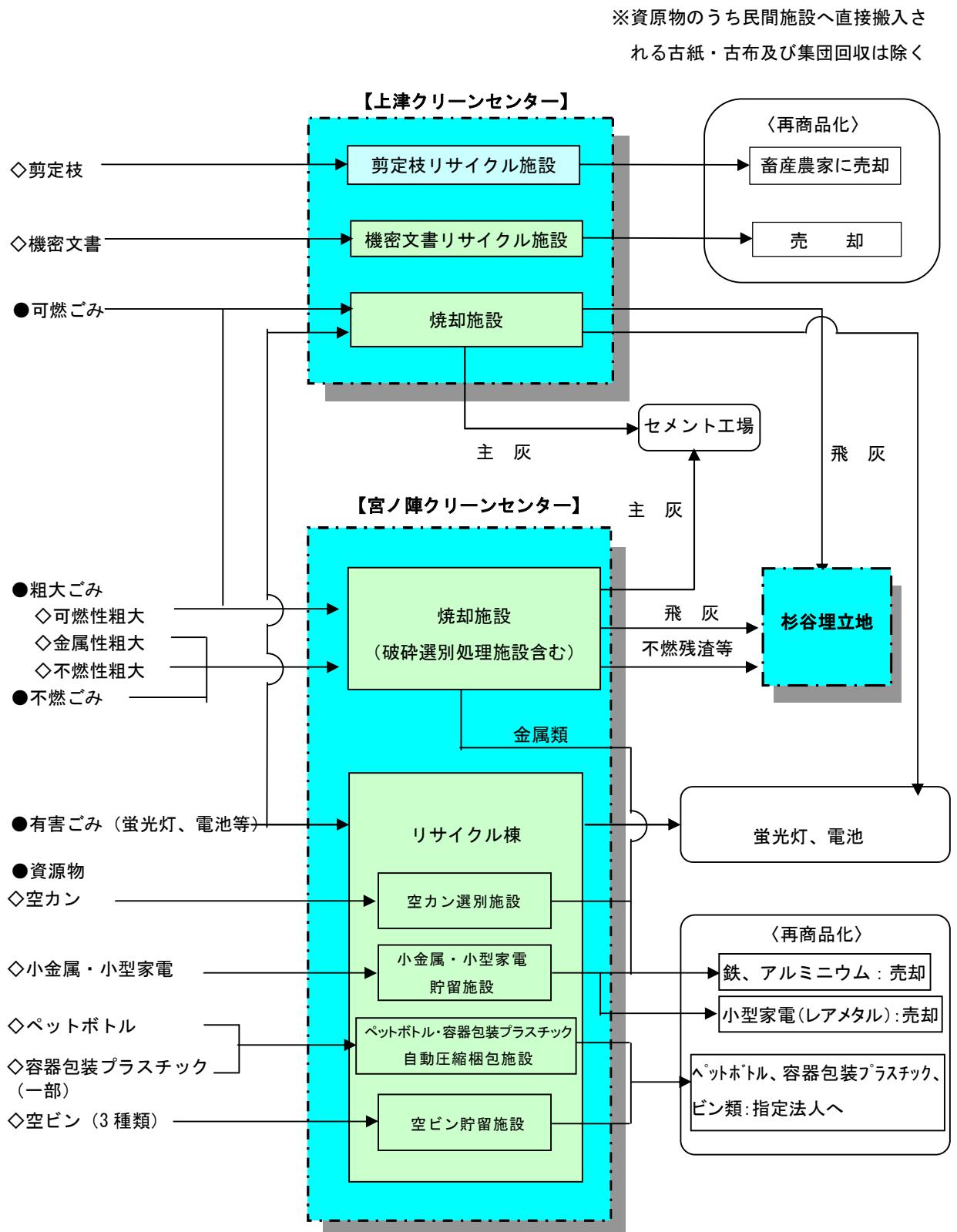
【参考：ごみ排出量の推移（平成17年度～平成26年度）】



※一人一日当たりのごみ排出量は、平成24年度から外国人人口を含んで算定。

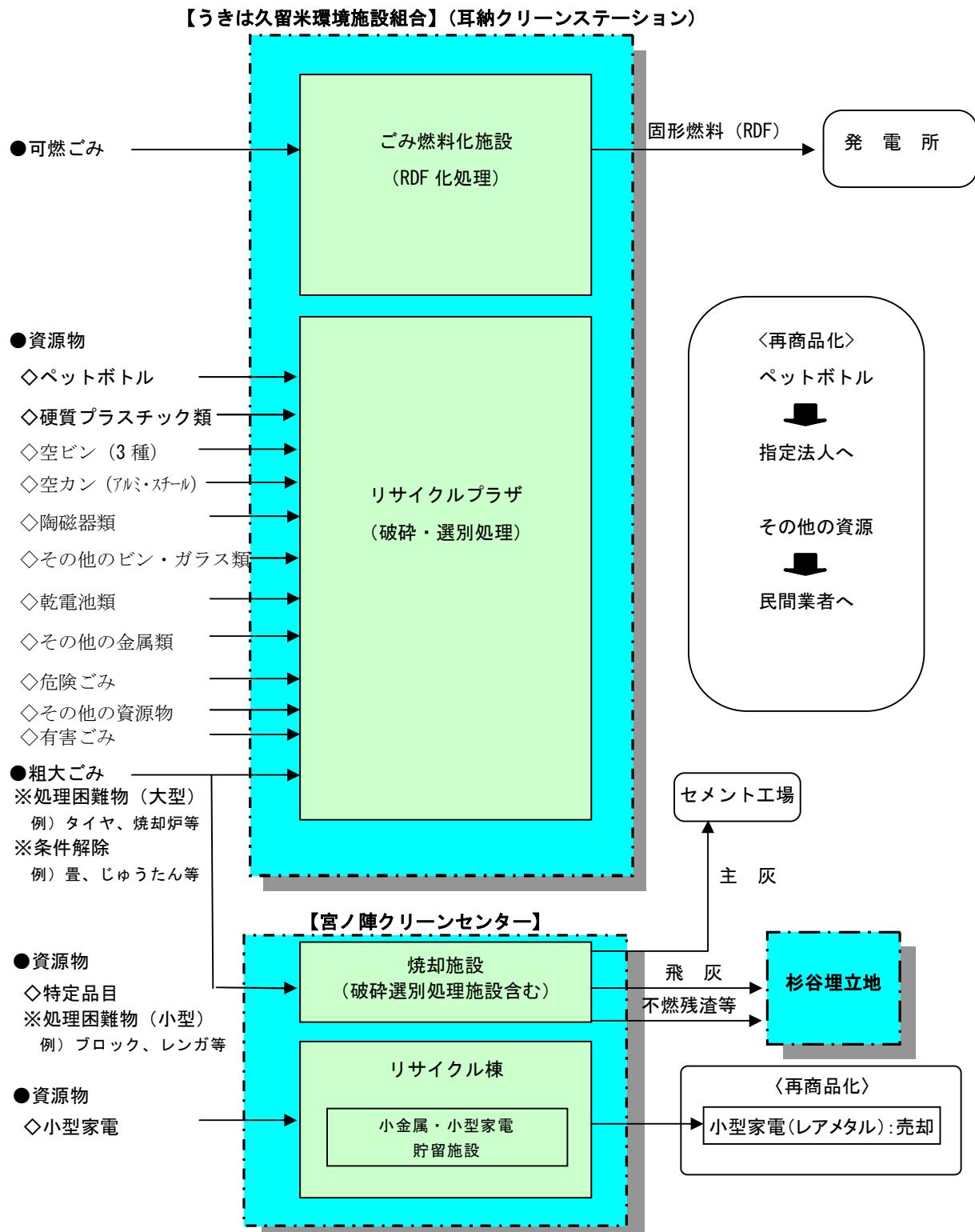
2. ごみ処理の流れ

【久留米、城島、三潴地域】



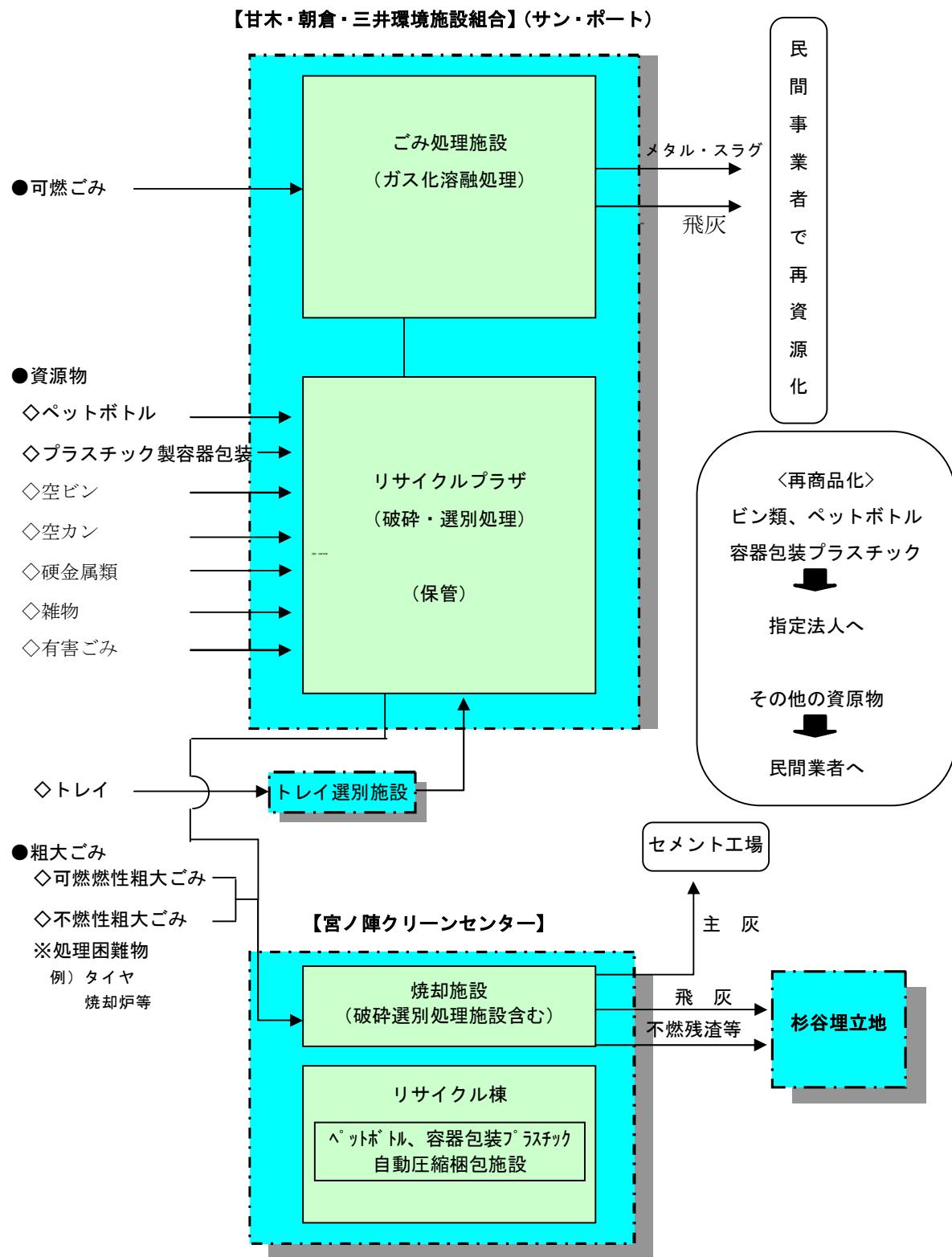
【田主丸地域】

※資源物のうち直接搬入の古紙・古布
及び集団回収は除く



【北野地域】

※資源物のうち直接搬入の古紙・古布
及び集団回収は除く



資料4 ごみ量推計

1 ごみ量予測の考え方

ごみは市民の意識や社会・経済情勢、あるいは天変地異に伴って大幅に変動するので、その予測は非常に困難です。しかし、ごみの量は清掃行政における施策を展開する上での根幹をなすものであり、特に将来のごみ処理施設の計画には非常に重要な要因です。

本計画では過去の実績を基礎として最新の数値（平成26年度までの実績数値）をもとにごみ量を予測するものとし、以下のような考え方で予測を行います。

①ごみ排出量

本編8、9ページに記載のとおり。

②推計にあたってのごみの種類

ごみの種類は細分化すると様々なものに分けられますが、以下のとおり種類ごとにまとめて推計します。

分類	種類	構成要素
ご み 排 出 量	計画収集	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 資源物 有害ごみ
	直接搬入	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 資源物
		直接搬入可燃ごみ 直接搬入不燃ごみ、直接搬入金属 直接搬入粗大ごみ（可燃、不燃、金属） 直接搬入機密文書、直接搬入剪定枝
	集団回収	資源物
		紙類、金属類、ビン類、布類等

③将来における増加要因

(ア) 4町で受入れをしていない物の受入れ

田主丸・北野・城島・三瀬の4町地域については平成27年度までそれぞれが所属する組合の分別方法に従い収集および搬入をしてきましたが、平成28年度以降、これまでの一部事務組合の施設では受入れが困難であったものについて旧久留米市の水準で久留米市の施設で受入れを行います。

(イ) 事業系不燃ごみ受入れ

平成28年度の宮ノ陣クリーンセンター稼働後、これまで受入れを停止していた事業系の不燃ごみの受入れを行います。

2 年度別ごみ排出量等推計

①ごみ排出量推計

(単位 : t/年)

年度	計画収集					直接搬入				集団回収	合計	備考
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	有害ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物			
H27	76,650	1,070	1,070	8,282	0	5,471	1,110	4,269	988	2,965	101,875	
H28	82,993	1,158	1,158	8,968	0	5,923	1,202	4,622	1,070	3,210	110,304	
H29	82,932	1,157	1,157	8,961	0	5,919	1,201	4,618	1,070	3,207	110,223	
H30	82,871	1,156	1,156	8,955	0	5,915	1,201	4,614	1,068	3,205	110,142	
H31	82,811	1,156	1,156	8,948	0	5,910	1,200	4,612	1,068	3,203	110,062	<ul style="list-style-type: none"> ・4町で受入れていないものの受入れ ・事業系不燃ごみの受入れ
H32	82,222	1,147	1,147	8,884	0	5,868	1,191	4,579	1,060	3,181	109,280	
H33	82,098	1,146	1,146	8,871	0	5,859	1,189	4,572	1,058	3,176	109,115	
H34	81,974	1,144	1,144	8,858	0	5,851	1,188	4,565	1,057	3,171	108,950	
H35	81,850	1,142	1,142	8,844	0	5,842	1,186	4,558	1,055	3,166	108,785	
H36	81,726	1,141	1,141	8,831	0	5,833	1,184	4,551	1,054	3,161	108,620	
H37	81,602	1,139	1,139	8,817	0	5,824	1,182	4,544	1,053	3,156	108,456	

②ごみ処理量推計

(単位 : t/年)

年度	可燃ごみ 処理量	不燃ごみ 処理量	粗大ごみ 処理量	合計	備考
H27	82,121	2,180	5,339	89,640	
H28	88,916	2,360	5,780	97,056	
H29	88,851	2,358	5,775	96,984	
H30	88,786	2,357	5,770	96,913	
H31	88,721	2,356	5,768	96,845	<ul style="list-style-type: none"> ・4町で受入れていないものの受入れ ・事業系不燃ごみの受入れ
H32	88,090	2,338	5,726	96,154	
H33	87,957	2,335	5,718	96,010	
H34	87,825	2,332	5,709	95,866	
H35	87,692	2,328	5,700	95,720	
H36	87,559	2,325	5,692	95,576	
H37	87,426	2,321	5,683	95,430	

可燃ごみ処理量 : 収集可燃ごみ量 + 直接搬入可燃ごみ量

不燃ごみ処理量 : 収集不燃ごみ量 + 直接搬入不燃ごみ量

粗大ごみ処理量 : 収集粗大ごみ量 + 直接搬入粗大ごみ量

③埋立量推計

(単位 : t/年)

年度	灰量	不燃等	埋立合計	備考
H27	2,342	604	2,946	
H28	2,536	653	3,189	
H29	2,534	653	3,187	
H30	2,532	653	3,185	
H31	2,530	652	3,182	・4町で受入れ ていかないもの の受入れ
H32	2,512	647	3,160	・事業系不燃 ごみの受入れ
H33	2,509	646	3,155	
H34	2,505	645	3,150	
H35	2,501	644	3,145	
H36	2,497	643	3,141	
H37	2,493	643	3,136	

※埋立容量は、埋立量（重量）を容量（容積）に換算し、更に覆土を加えた量です。

灰量 : 固化灰（上津及び宮ノ陣）

不燃等 : 不燃（残渣）、処理不適物、土砂・ブロック等

資料5

ごみ処理経費の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総経費	経費総額(千円)	4,655,205	4,648,021	4,295,472	4,224,617	4,379,511
	総ごみ発生量(t)	103,093	102,628	102,484	102,336	101,782
	1t当たり処理経費(円)	45,155	45,290	41,914	41,282	43,028
	1世帯当たり処理経費(円)	38,642	38,244	34,280	33,257	34,052
	1人当たり処理経費(円)	15,366	15,362	14,091	13,841	14,333
収集経費	経費総額(千円)	891,834	997,986	1,091,725	961,507	1,032,375
	収集量(t)	64,064	64,021	63,511	62,846	61,781
	1t当たり処理経費(円)	13,921	15,588	17,190	15,299	16,710
	1世帯当たり処理経費(円)	7,403	8,211	8,713	7,569	8,027
	1人当たり処理経費(円)	2,944	3,298	3,581	3,150	3,379
焼却経費	経費総額(千円)	2,203,612	2,285,041	1,948,665	1,939,226	1,938,232
	焼却量(t)	85,791	85,913	86,607	87,555	88,018
	1t当たり処理経費(円)	25,686	26,597	22,500	22,149	22,021
	1世帯当たり処理経費(円)	18,292	18,801	15,551	15,266	15,070
	1人当たり処理経費(円)	7,274	7,552	6,393	6,354	6,343
埋立経費	経費総額(千円)	240,672	230,137	219,521	211,709	202,870
	埋立量(t)	3,300	3,138	3,110	3,132	3,028
	1t当たり処理経費(円)	72,931	73,339	70,586	67,595	66,998
	1世帯当たり処理経費(円)	1,998	1,894	1,752	1,667	1,577
	1人当たり処理経費(円)	794	761	720	694	664
リサイクル経費	経費総額(千円)	874,808	702,784	602,614	717,966	714,857
	リサイクル量(t)	26,207	25,424	24,630	23,539	22,858
	1t当たり処理経費(円)	33,381	27,643	24,467	30,501	31,274
	1世帯当たり処理経費(円)	7,262	5,783	4,809	5,652	5,558
	1人当たり処理経費(円)	2,887	2,323	1,977	2,352	2,340